

令和2年12月3日	資料3
第2回匿名医療情報等の 提供に関する専門委員会	

不適切利用発生時の対応について

令和2年12月3日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

保険データ企画室

不適切利用発生時の対応

- 不適切利用の疑いが発生した場合、利用規約第4条第5号に基づき、原則として提供したNDBデータの利用制限を実施した上で、詳細調査を行っている。
- 詳細調査で不適切利用の疑いが消失した場合は、速やかに利用制限を解除する。
- 不適切利用の事実が確定した場合は、事務局で措置案を検討した上で専門委員会に諮り、意見をまとめた上で措置を実施する。
- 原則として専門委員会は定期開催とするが、事案によっては持ち回りとする場合がある。

①

- 不適切利用の疑い

②

- 利用制限の実施 例) 利用停止、成果物等の公表停止、データの返却等

③

- 詳細調査（不適切利用の疑いが消失した場合は速やかに利用制限の解除）

④

- 措置の検討

⑤

- 専門委員会にて審議

⑥

- 措置 例) 提供申出禁止、利用停止、成果物の公表禁止、データの返却等

利用規約第4条（利用の制限）

五 レセプト情報等の提供は、本契約の有効期間中であるにもかかわらず、保険局の判断として運用を停止し、提供したレセプト情報等の利用の停止及び返還を求めることがあり得ること

これまでに措置を実施した不適切利用の一覧

○ 今までに7件の不適切利用に対する措置を実施しており、措置要件及び措置内容については下記の通り。

	1（集計表情報）	2（集計表情報）	3（集計表情報）	4（集計表情報）
措置要件	・公表物確認を怠った	・公表物確認を怠った ・最小集計単位を適切にマスクしていなかった	・公表物確認を怠った（複数件） ・最小集計単位を適切にマスクしていなかった（複数件）	・公表物確認を怠った（複数件）
措置内容	<u>1か月間</u> の提供申出禁止	<u>3か月間</u> の提供申出禁止・利用停止	<u>3年間</u> の提供申出禁止・利用停止	<u>3か月間</u> の提供申出禁止・利用停止

	5（特別抽出）	6（特別抽出）	7（特別抽出）
措置要件	・事前に承諾された目的以外への利用を行った（複数件） ・レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した	・レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した ・公表物確認を怠った ・最小集計単位を適切にマスクしていなかった	・レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した（複数件） ・公表物確認を怠った（複数件） ・最小集計単位を適切にマスクしていなかった（複数件）
措置内容	<u>レセプト情報等の速やかな返却、中間生成物の消去</u> 成果物の公表の禁止、 <u>無期限</u> の提供申出禁止、氏名・所属機関の公表（1名） 成果物の公表の禁止、 <u>6か月間</u> の提供申出禁止（1名） <u>6か月間</u> の提供申出禁止（3名）	<u>6か月間</u> の提供申出禁止・利用停止（2名）	<u>レセプト情報等の返却、中間生成物の消去</u> <u>6か月間</u> の提供申出禁止・利用停止（8名）

(参考) 旧・レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン

第14 レセプト情報等の不適切利用への対応

1 契約違反

(1) 違反内容

厚生労働省は、提供依頼申出者又は利用者が、次のような契約違反等を犯した場合には、その内容に応じて、有識者会議の意見を踏まえ対応を行う。

なお、提供依頼申出者以外の利用者が当該違反を行った場合であっても、当該事例の判断（例えば管理責任等の観点）から提供依頼申出者が違反を行ったものとして扱うこともあり得るものとする。

① 返却期限までにレセプト情報等の返却等の措置を行わない

② レセプト情報等を申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した

③ レセプト情報等を紛失した

④ レセプト情報等の内容を漏洩した

⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った(あらかじめ承諾された公表形式以外の形式で成果物の公表を行った場合を含む)、又、それにより不当な利益を得た

⑥ その他（上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合など）

(2) 対応内容

① 厚生労働省は、その提供したレセプト情報等の利用に関し、契約違反等として、前記（1）①から⑥の事態が生じていることが判明した場合は速やかに提供依頼申出者に連絡し、原則として利用の取消、レセプト情報等の返却、複製データの消去を求めるとともに、有識者会議へ報告する。また、②から⑤の場合については利用者による成果物の公表も禁止する。

② 有識者会議は、(1)①から⑥の違反事実について、次に挙げる措置を講じることを審議することとし、厚生労働省は当該審議を踏まえ対応を講じるものとする。

i) 返却期限までにレセプト情報等の返却等の措置を行わない場合

返却が行われるまでの間、提供依頼申出者及び利用者に対して、他のレセプト情報等の提供を行わないとともに、返却日以降、利用期間の満了時点から返却までの間の日数に相当する期間についてもレセプト情報等の提供を行わない。

ii) レセプト情報等を申出書に記載した内容と異なるセキュリティ要件の下で利用し、セキュリティ事故の危険に曝した場合

有識者会議の議論を踏まえ、提供依頼申出者及び利用者に対して、提供したレセプト情報等の速やかな返却を求めるとし、その上でレセプト情報等の提供を一定期間禁止する。また、当該禁止については、期間の定めを置かずに行うこともできる。

iii) レセプト情報等を紛失した場合

有識者会議の議論を踏まえ、提供依頼申出者及び利用者に対して、引き続き保管しているレセプト情報等がある場合には、当該情報等の速やかな返却を求めるとし、その上でレセプト情報等の提供を一定期間禁止する。また、当該禁止については、期間の定めを置かずに行うこともできる。

厚生労働省は、紛失に至る状況・経緯等を勘案し、事前に提供依頼申出者及び利用者の意見を聴取した上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には提供依頼申出者並びに利用者の氏名及び所属機関名を公表することとする。

iv) レセプト情報等の内容が漏洩した場合

有識者会議の議論を踏まえ、提供したレセプト情報等の速やかな返却を求めるとし、その上でレセプト情報等の提供を一定期間禁止する。また、当該禁止については、期間の定めを置かずに行うこともできる。

厚生労働省は、事前に提供依頼申出者及び利用者の意見を聴取した上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には提供依頼申出者並びに利用者の氏名及び所属機関名を公表することとする。

v) あらかじめ申し出た利用目的以外でレセプト情報等の利用を行った場合(あらかじめ承諾された公表形式以外の形式で成果物の公表を行った場合を含む。)

有識者会議の議論を踏まえ、提供したレセプト情報等の速やかな返却を求めるとし、その上でレセプト情報等の提供を一定期間禁止する。また、当該禁止については、期間の定めを置かずに行うこともできる。

厚生労働省は、不適切利用の状況・経緯等を勘案し、事前に提供依頼申出者及び利用者の意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には提供依頼申出者並びに利用者の氏名及び所属機関名を公表することとする。

なお、「第6の4（2）④」のただし書により、利用者が例外的に医療機関・薬局コード又は保険者番号の提供を受けた場合にあらかじめ承認された目的以外に当該情報を利用した場合は、有識者会議の議論を踏まえ、原則として提供依頼申出者並びに利用者の氏名及び所属機関名を公表する。

また、当該不適切な利用により、提供依頼申出者、利用者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用条件（利用規約）に基づき、提供依頼申出者は、その利益相当額を国に支払うことを約すること。

vi) その他の場合

その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った提供依頼申出者及び利用者に対しては、上記 i) から v) 等を参考として、所要の措置を講じるものとする。また、同期間は他のレセプト情報等の提供についても行わないものとする。

③ なお、これらの提供禁止の対応については、当該違反を行った者が行う提供依頼申出（既に提供している他のレセプト情報等及び新たな提供依頼申出を含む。）に対してはもとより、当該違反を行った者以外の者が行う提供依頼申出であってその利用者の中に当該違反を行った者を含むものに対しても同様とする。

④ 上記 i) から vi) の場合におけるレセプト情報等の提供禁止の措置については、原則として提供依頼申出者又は利用者に対して行うこととするが、当該不適切利用が所属機関自体の問題に帰すべき特段の事情がある等、有識者会議が特に認める場合には、所属機関に属する他の提供依頼申出者又は利用者に対してもレセプト情報等の提供を認めないことがありうる。

(参考) 旧・レセプト情報等の提供等利用規約

(契約に違反した場合の措置)

第15条 保険局は、利用者が本契約に違反し、または利用者に本契約の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、以下の措置を執ることができる。また利用者は、本契約の終了の有無にかかわらず、じご、この措置が適用されることに同意する。

- 一 利用者に対して、レセプト情報等の速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること。
- 二 別表の各号の要件に応じて、一定の期間又は期間を定めずにレセプト情報等の提供の申出を受け付けないこととすること、研究成果の公表を行わせないこととすること、利用者の氏名又は所属機関を公表すること。

2 利用者は、本契約に違反してレセプト情報等の利用を行うことにより利益を得た場合には、利用者は保険局の請求に基づき、同利用により取得した利益の詳細を開示した上、保険局の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約金として納付しなければならない。

3 利用者が前項の違約金を保険局の指定する期間内に支払わないときは、利用者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない

4 前3項において提供依頼申出者以外の利用者が違反した場合であっても、提供依頼申出者において利用者の監督における故意または過失が認められる場合は提供依頼申出者を違反者として取り扱うものとする。

措置要件	措置内容
① 返却期限（利用期間の最終日）までにレセプト情報等の返却を行わない場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 返却を行う日までの間及び返却を行った日から返却を遅延した期間に相当する日数の間、レセプト情報等の提供を禁止する。
② <u>レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用することなどにより、セキュリティ上の危険に曝した場合（ただし、レセプト情報等が集計表情報として利用者に提供された場合は除く。）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為の態様によって、当該認定をした日から、保険局が定めるまでの間、レセプト情報等の提供を禁止する。
③ 匿名レセプト情報等を紛失した場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為の態様によって、当該認定をした日から、保険局が定めるまでの間、レセプト情報等の提供を禁止する。 ● レセプト情報等の紛失が利用者の重過失による場合には、提供依頼申出者及び利用者の氏名並びに所属機関名を公表する。
④ <u>匿名レセプト情報等の内容を漏洩した場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為の態様によって、当該認定をした日から、保険局が定めるまでの間、レセプト情報等の提供を禁止する。 ● 提供依頼申出者及び利用者の氏名並びに所属機関名を公表する。
⑤ <u>事前に承諾された目的以外への利用を行った場合（事前に承諾された公表形式以外での成果物の公表を行った場合を含む。）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為の態様によって、当該認定をした日から、保険局が定めるまでの間、レセプト情報等の提供を禁止する。 ● 提供されたレセプト情報等に医療機関コード、薬局コード又は保険者番号が含まれていた場合には、提供依頼申出者及び利用者の氏名並びに所属機関名を公表する。
⑥ その他、本規約に違反した場合又は法令違反等の国民の信頼を損なう行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為の態様によって上記①から⑤に準じた措置

(参考) 新・匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン

第14 レセプト情報等の不適切利用への対応

1 法における罰則

利用者及び取扱者は、法第16条の5及び法第16条の6の規定に基づき、安全管理措置義務及び不当利用等の禁止が課されており、これらに違反した者に対する法第16条の8の規定に基づく是正命令等に違反した者及び法第16条の7の規定に基づく厚生労働大臣による報告の求め等に対し、適切な対応を行わない者は、法第167条の2及び法第168条第3項の規定により罰則が科されることとなる。

2 契約違反

(1) 違反内容

厚生労働省は、利用者及び取扱者が、次に掲げる法令の規定又は契約に違反する行為を行った場合には、その内容に応じて、専門委員会の意見を踏まえた上で対応するものとする。

- ① 特定の個人を識別するために、高確則第5条の4の規定に基づく基準に従い削除された記述等若しくは匿名レセプト情報等の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名レセプト情報等を他の情報と照合を行った。
- ② 利用期間が終了したにもかかわらず、第11の1及び2に規定する利用の終了に係る対応を行わなかった。
- ③ 匿名レセプト情報等を提供申出書に記載した内容と異なるセキュリティ要件の下で利用し、セキュリティ事故の危険に曝した。
- ④ 匿名レセプト情報等を紛失した。
- ⑤ 匿名レセプト情報等の内容を漏洩した。
- ⑥ 承諾された利用目的以外の利用を行った（あらかじめ承諾された公表形式以外の形式で成果物の公表を行った場合を含む。）又はそれにより不当な利益を得た。
- ⑦ 公表物確認の承認を得ずに匿名レセプト情報等を取扱者以外に閲覧させた。
- ⑧ その他（上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合など）

(2) 対応内容

① 厚生労働省は、提供した匿名レセプト情報等の利用に関し、法律違反又は契約違反等として、前記（1）①～⑧の事態が疑われた場合には、速やかに利用者に連絡し、原則として、利用の停止を求める。

当該事態の事実が判明した場合には、専門委員会へ報告し、②の審議を踏まえ、対応を講ずることとする。なおオンサイトリサーチセンターから中間生成物又は最終生成物の持ち出しを行った場合についても同様とする。

② 専門委員会は、前記（1）①～⑧の違反事実について、次に掲げる措置を講ずるか否かを審議するほか、利用者及び取扱者の氏名等の公表や、提供した匿名レセプト情報等の返却並びに複写データ、中間生成物及び最終生成物を求めることについても審議する。

i) 特定の個人を識別するために、高確則第5条の4の規定に基づく基準に従い削除された記述等若しくは匿名レセプト情報等の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名レセプト情報等を他の情報と照合を行った場合

利用者及び取扱者に対して、原則として1か月～12か月の利用停止及び提供禁止とする。

ii) 利用期間が終了したにもかかわらず、第11の1及び2に規定する利用の終了に係る対応を行わなかった場合

第11の1及び2に規定する利用の終了に係る対応が行われるまでの間、利用者及び取扱者に対して、他の匿名レセプト情報等の提供を行わないとともに、返却日以降、利用期間の満了時点から返却までの間の日数に相当する期間についても匿名レセプト情報等の提供を行わない。

iii) 匿名レセプト情報等を提供申出書に記載した内容と異なるセキュリティ要件の下で利用し、セキュリティ事故の危険に曝した場合

利用者及び取扱者に対して、原則として1か月～12か月の利用停止及び提供禁止とする。

iv) 匿名レセプト情報等を紛失した場合

利用者及び取扱者に対して、原則として1か月～12か月の利用停止及び提供禁止とする。

v) 匿名レセプト情報等の内容を漏洩した場合

利用者及び取扱者に対して、原則として1か月～12か月の利用停止及び提供禁止とする。但し、事態の重さにより無期限の利用停止及び提供禁止とする。

vi) あらかじめ申し出た利用目的以外で匿名レセプト情報等の利用を行った場合（あらかじめ承諾された公表形式以外の形式で成果物の公表を行った場合を含む。）

利用者及び取扱者に対して、原則として1か月～12か月の利用停止及び提供禁止とする。但し、事態の重さにより無期限の利用停止及び提供禁止とする。

また、当該不適切な利用により、利用者、取扱者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用規約に基づき、利用者及び取扱者は、その利益相当額を国に支払うことを約することとする。

vii) 公表物確認の承認を得ずに匿名レセプト情報等を取扱者以外に閲覧させた場合

利用者及び取扱者に対して、原則として1か月～12か月の利用停止及び提供禁止とする。

viii) その他の場合

その他の法令違反、契約違反又は国民の信頼を損なう行為を行った利用者及び取扱者に対しては、上記 i) ～ vii) 等を参考として、所要の措置を講ずるものとする。また、同期間は他の匿名レセプト情報等の提供についても行わないものとする。

③ なお、上記①及び②の対応については、違反を行った利用者が行う提供申出（既に提供している他の匿名レセプト情報等に係る提供申出及び新たな提供申出を含む。）に対してはもとより、当該違反を行った利用者以外の者が行う提供申出であって、その取扱者の中に当該違反を行った者を含むものに対しても同様の対応をとることができる。

(参考) 新・匿名レセプト情報等の提供に関する利用規約

(契約に違反した場合の措置)

第15条 厚生労働省は、利用者若しくは取扱者が本契約に違反し、又は利用者若しくは取扱者に本契約の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、利用の停止を行い、本契約の解除の有無にかかわらず、以下の措置を執ることができる。また、利用者及び取扱者は、本契約の終了後であっても、以下の措置が適用されることに同意する。

- 一 利用者及び取扱者に対して、匿名レセプト情報等の速やかな返却並びに複製データ、中間生成物及び最終生成物の消去を行わせること。オンサイトリサーチセンターを利用している場合は、直ちに利用を停止させること。
 - 二 別表の各号の要件に応じて、一定の期間又は期間を定めず、利用を停止すること、利用者からの匿名レセプト情報等の提供の申出を受け付けないこととすること、匿名レセプト情報等を利用して行った研究や業務の成果の公表を行わせないこととすること並びに利用者及び取扱者の氏名を公表すること。
- 2 利用者及び取扱者は、本契約に違反して匿名レセプト情報等の利用を行うことにより利益を得た場合には、厚生労働省の請求に基づき、同利用により取得した利益の詳細を開示した上、厚生労働省の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約金として納付する。
- 3 利用者及び取扱者が前項の違約金を厚生労働省の指定する期間内に支払わないときは、当該利用者及び取扱者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払う。

措置要件	措置内容
① 特定の個人を識別するために、高確則第5条の4に基づく基準に従い削除された記述等若しくは匿名レセプト情報等の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名レセプト情報等を他の情報と照合を行った場合	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
② 利用期間の最終日までに匿名レセプト情報等の返却並びに複製データ、中間生成物及び最終生成物の消去（以下「返却等」という。）を行わない場合	● 返却等を行う日までの間及び返却等を行った日から返却等を遅延した期間に相当する日数の間、匿名レセプト情報等の提供禁止
③ <u>匿名レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用すること等により、セキュリティ上の危険に曝した場合</u>	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
④ 匿名レセプト情報等を紛失した場合	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑤ <u>匿名レセプト情報等の内容を漏洩した場合</u>	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止
⑥ <u>事前に承諾された目的以外への利用を行った場合（事前に承諾された公表形式以外での成果物の公表を行った場合を含む。）</u>	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止
⑦ <u>公表物確認の承認を得ずに匿名レセプト情報等を取扱者以外に閲覧させた場合</u>	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑧ その他、本規約に違反した場合又は法令違反等の国民の信頼を損なう行為を行った場合	● 行為の態様によって上記①から⑦に準じた措置

(参考) レセプト情報等の利用者へのお願い

「研究成果」公表にあたっての留意点

公表予定の研究成果物は

“公表前”に厚生労働省の事前確認が必要です。

(レセプト情報等の提供に関する申出書(様式1)の「成果の公表方法」欄に記載されたものの全て)

- 研究成果物の対象例
論文、抄録、ポスター、学会発表スライド、報告書、新聞・医療雑誌等の記事、ホームページ掲載情報…等(※最終の成果物に限らず、研究会等における中間報告(発表)等の資料についても、事前確認の対象)
- 公表物の作成にあたっては、ガイドライン『**研究成果の公表に当たっての留意点**』をご確認ください
- 研究成果物は公表日(投稿期限・発表日等)の2週間前にレセプト情報等第三者提供窓口にてメールでご提出ください。(※2週間前の提出が困難な場合は事前にご相談ください)

レセプト情報等第三者提供窓口のメールアドレス: teikyo_rezept@kits.nttdata.co.jp
【留意事項】3MBを超えるメールは受信できません。
3MBを超える場合はご一報ください。対応方法について相談させていただきます。

- 事前確認を行わず公表したことにより、利用規約違反として罰則を受けた事例があります。

「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」の“一部のみ”抜粋

■研究の成果の公表

提供依頼申出者は、レセプト情報を利用して行った研究の成果を申出者に記載した公表時期、方法に基づき公表する。

提供依頼申出者は、公表前に公表を予定する研究のについて任意の形式で**厚生労働省へ報告**することし、厚生労働省は、当該研究の成果とあらかじめ承諾された公表形式が整合的であるか、また個人情報保護の観点から下記の公表形式の基準を満たしているか確認する。

(1) 最小集計単位の原則

- ①公表される研究の成果物において患者等の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。また、集計単位が市区町村(政令指定都市の場合の行政区を含む。以下同じ。)の場合には、公表される研究の成果物において、以下のとおりとする。
 - i) 人口2,000人未満の市区町村では、患者等の数を表示しないこと。
 - ii) 人口2,000人以上 25,000人未満の市区町村では、患者等の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。
 - iii) 人口25,000人以上の市区町村では、患者等の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。

- ②公表される研究の成果物において医療機関等または保険者の属性情報による集計数が、原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。

公表物内の研究成果の数値について、「最小集計単位の原則」により公表ができず、*(アスタリスク)や-(ハイフン)等でマスクした場合、マスクした値は、公表物内の他の数値等から**逆算(特定)ができないことを確認**してください。

本件に関するお問い合わせ先: レセプト情報等第三者提供窓口 (teikyo_rezept@kits.nttdata.co.jp)

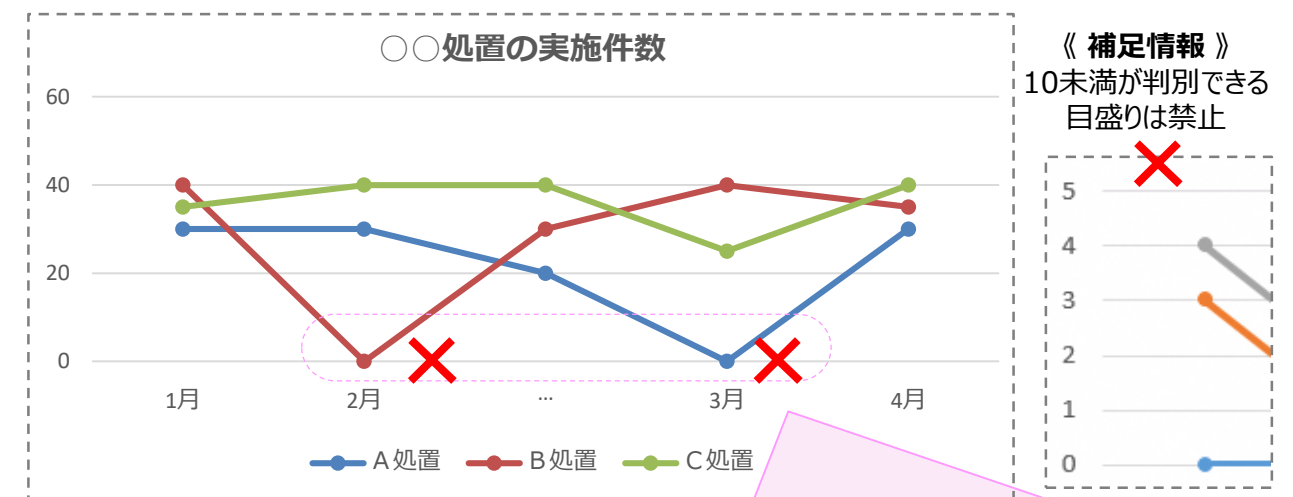
『最小集計単位の原則』における「0」の扱い方に関する留意点

公表物の中で、以下に例示するような、「0」を判別できる表現は避けて下さい。

(1) 表 「0」を含む10未満は *(アスタリスク) や -(ハイフン) 等でマスクして下さい。

悪い例	A検査 算定回数	B検査 算定回数	良い例	A検査 算定回数	B検査 算定回数
北海道	125	10	北海道	125	10
青森県	0	39	青森県	* (又は-等)	39
...
鹿児島県	45	24	鹿児島県	45	24
沖縄県	20	0	沖縄県	20	* (又は-等)

(2) グラフ 「0」を判別できるグラフは作成しないで下さい。



但し『10未満は0として扱い、グラフを作成』等の注釈があれば作成しても良い。

(3) 論文 「0」がわかる表現は避けて下さい。

- ・○○の処置(検査等)を実施した患者はいなかった。
- ・○○○○における診療報酬の算定は無かった。
- ・○○○○を算定(実施)している医療機関は存在しなかった。

本件に関するお問い合わせ先: レセプト情報等第三者提供窓口 (teikyo_rezept@kits.nttdata.co.jp)

(参考) レセプト情報等の利用者へのお願い

『サンプリングデータセット』における留意点

サンプリングデータセットの研究結果公表では**以下の理由から**「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」の公表基準（最小集計単位の原則）の適用を求めない。

但し、厚生労働省による公表物の事前確認は必要

- サンプリングデータセットは、1ヶ月分のレセプトデータを一定の比率で抽出し、都道府県、保険者、医療機関等の情報は削除し、また希少な傷病名、診療行為、医薬品等の情報に対しては匿名化処理をほどこしたデータである。
- このデータにおいては、医療機関情報は削除されているので医療機関に関する公表基準が適用されることはない。
- 患者数に関する集計表上の1つのセルの人数については何人程度の患者が母集団にいるのか、抽出率から以下のように推定される。

レセプト	抽出率	仮に、従来の基準である10以上という原則を適用した場合、母集団にはどの程度の患者がいると推定されるか	仮に、患者数が1人であった場合、母集団にはどの程度の患者がいると推定されるか	一般の公表にあたっての基準
医科入院	10%	100人以上	10人 \geq	10人
医科入院外	1%	1000人以上	100人 $>$	10人
DPC	10%	100人以上	10人 \geq	10人
調剤	1%	1000人以上	100人 $>$	10人

仮に「1人」で公表しても母集団には**10人以上の該当者がいると推定される**